

独立行政法人国立病院機構横浜医療センター
地域医療連携推進要領

(目的)

- 第1条 この要領は、独立行政法人国立病院機構横浜医療センター（以下「横浜医療センター」という）が、横浜医療センターと地域医療機関との機能分担を踏まえ、相互の密接な連携と協力により、良質な医療を地域に提供することを目的とする。
- また、地域医療連携を推進することにより、患者と医師及び医療機関との間の信頼関係を確立するとともに、それぞれの機能の向上を図ることを目的とする。

(横浜医療センターの役割及び責務)

- 第2条 横浜医療センターは、地域の中核病院として急性期を中心とした医療を担い、登録医からの紹介患者を受け入れ、病状が安定した患者については、登録医に診療情報の提供を行うことにより患者紹介することとする。
- 2 横浜医療センターは、地域医療を支援するため、医療機器の共同利用、共同診療病床の利用、共同研究の実施、病院情報の伝達、生涯研修の場を提供するものとする。
- 3 主治医は、紹介患者の退院に際しては登録医に必ず診療情報を提供し、退院後に登録医のもとで適切な治療が続けられるように努めるものとする。

(登録医の役割及び責務)

- 第3条 登録医は、横浜医療センターに患者紹介を行う場合には必要な患者情報を提供すること。
- 2 横浜医療センターで知り得た患者の個人情報やカルテの内容を、主治医の承諾なしに患者や第三者に漏らさないこと。

(登録医の登録、脱退及び取り消し)

- 第4条 横浜医療センターの地域医療連携の推進に賛同する医療機関は、登録医として登録するものとする。また、脱退に際しても横浜医療センターに連絡するものとする。
- 2 登録医の登録期間は3年間とし、登録医、横浜医療センターの双方から特別に申し出がない場合は自動的に延長するものとする。
- 3 横浜医療センター院長は、横浜医療センターの登録医として相応しくないと認められた場合は、「地域医療連携委員会」に諮った上で、登録期間の満了を待たず、登録を取り消すことができる。

(実施細則)

- 第5条 本要領による共同診療体制及び地域医療連携の運用方法等については、別に定める。

(附則)

本要領は、平成18年11月1日から適用する。

本要領は、平成26年6月16日から適用する。

本要領は、平成26年12月9日から適用する。

(付記)

第4条第3項に規定する「地域医療連携委員会」とは、独立行政法人国立病院機構横浜医療センター地域医療連携委員会規程により、地域の医療機関及び介護事業者等との緊密な連携を図ること等を目的として横浜医療センター内に設置された委員会
(平成18年11月1日設置)